

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0774)

第1回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和3年10月5日 非公開

開催日時	令和3年10月5日	11時00分～11時50分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について 2 特定最低賃金専門部会の運営について 3 特定最低賃金改正決定の諮問について 4 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 5 審議日程について 6 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それではただいまより、第1回群馬地方最低賃金審議会群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p>

基準部長

す。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

労働基準部長の福永でございます。

令和3年度の第1回目の輸送用機械器具製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は御多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとした労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労いただきました結果、837円から28円引き上げて、865円とする改正決定を行い、10月2日に発効いたしました。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきまして、8月6日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすることとなりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

事務局

専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。
お手元の資料2のインデックスの輸送をご覧ください。
委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。■■■■委員でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3が事務局名簿でございます。
よろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。
部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条によって、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。

部会長には、■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出することとございました。

労使の委員の皆様にお諮りをいたします。よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。

それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。

<p>部会長</p>	<p>最初に、■■■■委員から、お願いいたします。</p> <p>ただいま部会長に選出していただきました■■■■でございます。</p> <p>特定最低賃金の審議につきましては、労働者側委員の先生方、使用者側委員の先生方のイニシアティブによりまして、進めていただくということと認識しております。私としましては、円滑な議事の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の先生方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、■■■■委員をお願いいたします。</p>
<p>部会長代理</p>	<p>部会長代理を務めさせていただきます■■■■でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからの議事進行につきましては、■■■■部会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程の改正について、ご提案させていただきます。</p> <p>資料4に規定改正案、資料5に現行規程、資料6に新旧対照表を用意いたしましたのでご覧ください。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>資料6の新旧対照表のとおり、今回の大きな改正点は2点ございます。</p> <p>1点目は、今般のテレビ会議システムの普及状況を踏まえた会議への出席の在り方を変更すること、2点目は、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示されたことに伴い、議事録への署名を廃止することでございます。</p> <p>その他の細かい点につきましては、主に文言整理でございます。</p> <p>ご審議をいただきますようお願いいたします。</p>

	<p>なお、テレビ会議システムにつきましては、労働局のシステム整備を踏まえて実施させていただきたく存じますので、今後に備えた変更でございます。</p> <p>また、議事録への署名を廃止とした場合、事務局において作成した議事録を全委員にメールでお示しいたしまして、ご確認をいただく予定としております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、説明がございました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>事務局案を承認いただけたということで、よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>今回の改正は、時代に即したものであり、特定最低賃金専門部会運営規程を案のとおり改正することといたします。</p> <p>なお、内容確認のため、議事録が事務局からメールされるのとことです。ご確認をお願いいたします。</p> <p>では次に、令和3年度の特定最低賃金専門部会の運営につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目でございます。</p> <p>資料の4、特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第7条第1項にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、第1回目から非公開となっております。</p> <p>本年度は、7月2日の審議会において、専門部会の公開・非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にいただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p>

	<p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところでございます。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で審議した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されました。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当と考えます。</p> <p>ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ご賛同いただいたものと理解いたします。</p> <p>本年度も第1回目会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>資料4の運営規程を、引き続きご覧ください。</p> <p>専門部会の議事録及び会議資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるかとされております。</p> <p>昨年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>加えて、本専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p> <p>本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保</p>

<p>部会長</p>	<p>有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p> <p>はい。ただいま事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、昨年度より原則公開しています。加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。</p> <p>事務局をお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録において、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにさせて</p>

事務局

いただきたいと思えます。

では次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

はい。資料7をご覧ください。

特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金制度、改正決定の仕組みについて、ご説明をさせていただきます。

特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであることに対し、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。

決定方式は、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対し、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることとなっております。

昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は227件、適用使用者数は約9万3千人、適用労働者数は約292万人となっております。

それでは、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告いたします。

資料8をご覧ください。

申出一覧表として、4業種をまとめたものでございます。

資料9をご覧ください。

4業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。

この申出によりまして、7月29日の審議会において、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、これを受けてご審議をいただいた結果、8月6日に「必要性有り」との答申がなされました。

そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料10は、その諮問文の写しでございます。

更に、同日の審議会において、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。

また4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を8月6日に行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がございました。これについて、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料12をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その議決をもって審議会の議決とすることができるとされています。</p> <p>8月6日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定により専門部会は廃止されることとなります。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書は省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の議決が審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がございました。これにつきましてもご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>では次に、特定最低賃金専門部会の審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。資料 13 をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会開催日程となっております。</p> <p>次に資料 14 をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。</p> <p>なお、会議の開催回数は、本日を含めまして 2 回を予定しております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数は、委員の 3 分の 2 以上、又は、公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上となっておりますので、6 名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ 1 名以上が出席していただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますがご出席をいただきますようお願いいたします。</p> <p>次の資料 15 は、令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から説明がございました、次回会議の日程ですが、委員の先生方はいかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。それでは次回の会議は、資料 14 の輸送欄に記載のとおり、10 月 19 日（火）午後 2 時 30 分からといたします。ご出席をお願いいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。審議に資する資料は 4 業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料 16 でございます。過去 12 年間の特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料 17 は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料 18 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。</p>

資料 19 は、令和 2 年度の特定期最低賃金改正状況でございます。
資料 20 は、令和 3 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。
資料 21 は、令和 3 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。
資料 22 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。
資料 23 は、群馬県金融経済概況でございます。
資料 24 は、最近の県内経済情勢でございます。
資料 25 は、法人企業景気予測調査でございます。
資料 26 は、群馬県鉱工業指数でございます。
資料 27 は、消費動向調査結果でございます。
資料 28 は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。
資料 29 は、企業経営動向調査結果でございます。
最後の資料 30 は、労働市場速報でございます。
資料は以上でございますが、資料 21 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。

事務局

はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。資料 21 をご覧ください。

はじめに 1 ページ目の、令和 3 年度最低賃金に関する基礎調査の概要についてです。

調査依頼事業所数は、2,029 件で、有効回答件数は、1,014 件でした。

調査は令和 3 年 6 月分の賃金額について行いました。

月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計いたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、製造業につきましては労働者数 100 人未満の規模の事業所を調査いたしました。

したがって、群馬県内のすべての産業、規模の事業所を調査したのではなく、比較的低賃金労働者の多い産業及び規模の事業所を調査対象として、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものです。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に還元いたしまして、推計したものです。

したがって、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

7ページにいきまして、輸送用機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。輸送用機械器具製造業の現行の最低賃金が910円でありますので、909円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、909円以下の累積労働者数は912人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は8,737人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は10.4%となりました。

従いまして、輸送用機械器具製造業の労働者の10.4%が最低賃金額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の4業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、輸送用機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

資料11ページにまいります。この表は、輸送用機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したのになります。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフです。

青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、950円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

一方、グラフの左側ですが、現行の最低賃金910円ちょうどの労働者及び、910円を下回る労働者も見受けられます。

次に12ページにいきます。この表は、産業別に未満率等の賃金額の特性値について、平成29年度から今年度の推移を表したものです。

輸送用機械器具製造業は表の一番下の欄となっております。

未満率の推移が表の右側にありますが、輸送用機械器具製造業は平成 29 年度から 1 桁台を維持しておりました。令和 2 年度に 14% 台と大幅に増加し、今年度は 10.4% となっております。

次に 14 ページです。5 の産業別の未満率と影響率の推移につきまして、平成 24 年度から令和 3 年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。輸送用機械器具製造業は表の下から 1 番目、線グラフでは紫色で示されております。

最後に 18 ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。

昨年度までは引上げ額 0 円から 24 円までの場合の影響率を表していましたが、今年度は地域別最低賃金の引上げ額が 28 円だったため、引上げ額 0 円の場合から、引上げ額 30 円までの場合の影響率を表したものです。

例えば、表の一番上の引上げ額 0 円の影響率は 10.44% となり、表の一番下の欄の引上げ額 30 円の影響率は、16.66% となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要について、説明をさせていただきました。

この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしく願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【特になし】

部会長

それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明事項があれば、お願いいたします。

事務局

はい。ご審議いただく前に、2 点ご説明をさせていただきます。1 点目でございます。

特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

2 点目でございます。

審議の進め方でございますが、昨年度は第 1 回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。

第 2 回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議をいただきまして、特定最低賃金が

部会長	<p>議決されております。 以上でございます。</p> <p>はい。この後は、事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めてまいりたいと存じます。 それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入りたいと思います。 まず、労働者側、使用者側それぞれの立場から、基本的なお考えをお伺いいたします。 その後は、自由にご審議をお願いいたします。 でははじめに、労働者側委員の先生から、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>労側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>今回、産業別に係る最低賃金の改正について、必要性ありとご理解をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>特定最低賃金は法の趣旨にもあるとおり、関係労使のイニシアティブにより設定すると捉えておりますので、今年も真摯な論議をお願いしたいと思います。</p> <p>先ほどからもお話があり、これまでも、労側委員より主張させていただいておりますが、まず特定最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであるということ、共有させていただきたいと思っております。</p> <p>地域別最低賃金は、セーフティネットという位置付けの一方で、特定最低賃金は、コロナ禍においても産業の持続的な発展に向けて、魅力向上や人材確保に寄与すべく、産業にふさわしい水準で設定していくことが重要であると考えております。</p> <p>使用者側からすれば、昨年から続くコロナ禍により、業績が悪い状況での賃金アップは厳しいというお考えだと思っておりますが、このような困難な中でも、賃金改善をすれば労働者のモチベーションアップ、また会社への帰属意識の醸成に繋がり、結果として将来の会社発展、産業の発展、ひいては群馬県の発展に繋がっていくと考えております。</p> <p>人への投資という観点で、建設的な論議をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>

【特になし】	
部会長	<p>その他、労働者側委員の先生、ございましたらお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>労働者側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>自動車産業が昨年以降コロナの影響で、ロックダウン、半導体影響などによる生産調整で、大きなダメージを受けていることは共通の認識と思います。</p> <p>その中で、業界の努力や公的支援によって、コロナ関連倒産が中小零細を含め非常に低い水準で抑えられていることは、多くの関係者に感謝すべきことと捉えています。</p> <p>しかし、コロナ後を考えますと、中小の自動車関連企業が以前から抱えてきた人材不足、後継者問題に加え、自動車産業の変革もあります。</p> <p>グローバル化が進んだとはいえ、まだまだ日本の中小企業はアジアの製造業の基礎を支えている状況です。</p> <p>このような企業を、今後もグローバルサプライチェーンの技術マザーとして発展させていくことは、業界としても、群馬の産業育成としても必要と考えております。</p> <p>短期を捉えますと非常に厳しい状況ですが、長期の観点として、中小企業において、人材政策は近々の課題と捉えていただき、それに相応しい賃金改善の議論をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他、労働者側委員の先生、ございますか。</p>
労働者委員	<p>■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>海外における新型コロナウイルス感染により、乗用車や商用車の部品供給は滞り、国内カーメーカーの操業停止が相次いでいる状況なのは、メディアが報じているとおりです。</p> <p>それに伴い、国内の供給メーカーも操業停止、あるいは操業カレンダーの振替などを余儀なくされております。</p> <p>使用者側の見解は、業績悪化の状況で賃金アップは難しいというご判断は理解できますが、この難局を乗り越えるだけの体力、耐える力は、労働者のパワーにかかっていると思います。</p> <p>その労働者に報いるためにも、賃金改善は必要なものと考えております。</p> <p>企業を存続、成長させていくためには、一時しのぎの対応ではな</p>

<p>部会長</p>	<p>く、魅力ある労働条件の確立と、生産性向上の両立を図っていく必要があると考えております。</p> <p>そのためには、人材の継続的な正規採用、人材確保、定着のための人材投資が必要不可欠であると考えております。</p> <p>このような状況を鑑みると、賃金改善要求は、無謀なものではないと考えております。</p> <p>お互いに納得のいく議論が得られることをお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生方、ございましたらお願いいたします。</p> <p>使側の■■■■でございます。</p> <p>今労側委員の方から、ものづくりの環境の中で、部品の供給が滞っていて、コロナ禍が明けつつある中での、せっかくの生産の機会が、削がれている実情の話が出ておりました。いわゆるパーツショックという形に今なっていると思っております。</p> <p>世界の先進国の経済成長率というのが、日本を除いてすべて上昇しておりまして、日本のみが20年変わっていないという状況にあります。その原本となる財源をものづくりの企業は持っていない、持っていないというか変わっていないまま、今まで数十年賃金を上げてきたわけでありまして。</p> <p>今回、世界で一番大きな影響を巻き起こしているコロナ禍という中で、昨年度は2円という形での特定最低賃金の引上げになりましたけれども、本当に経営者とすれば、非常に心が折れる状況が続いているわけでありまして。そういうことについて、厳しい状況にあるということ、労側の委員の皆さんにも是非理解をしていただいて、このあとの打ち合わせ等においても慎重な議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他、使用者側の先生、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使側の■■■■でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>今年から初めて参加させていただいておりますけれども、何分不慣れですけれども色々と申し述べていきたいと思っております。よろし</p>

くお願いいたします。

先ほど労働側委員の皆さんから、今回のコロナ禍における状況ということでお話がありましたけれども、実際のところ自動車業界はその前から大変革が起きておりまして、今カーボンニュートラルの話が出ておりますけれども、その前からCASEとかMaasとか、そういった技術対応ということで、大きな変革が訪れておりました。

併せまして、今回のコロナということで、非常に厳しい状況だろうということは事実でありますし、今回のこのコロナも多分長期化すると思います。

実際今起きている部品のサプライチェーンの問題も、部品づくりのところ、あと部品の輸送のところも含めて、非常に混乱をしていますし、これが短期間で収束するというのは思っていません。実際色々な情報等も見ていますが、そういう状況であります。

長期化の中で、いかに会社を生き残らせていくか、要は潰さないようにするかということ、そういうことを経営者としても、今真剣に考えなければいけない状況に置かれております。

それが短期でなく長期戦になるということ、そういった中で、こういった賃金も非常に重要でありますので、この辺については、慎重に考えていかなければいけないなというように思っております。

色々課題はあるとは思いますが、色々意見、或いは知恵を出し合って、妥結できるところを探していければと思います。

しかしながら、経営の状況は厳しいところです。よろしくお願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございます。

その他、使用者側の先生、いかがでしょうか。

使用者委員

はい。■■■■でございます。

ずっと言っておりますとおり、私ども使用者としては、基本的にはこの特定最低賃金というものは、群馬県最低賃金に屋上屋を架するものであって必要ないというのが、年来の主張です。

特にここ数年は、群馬県最低賃金の大幅な上昇ということで、特定最低賃金との金額差が縮んできております。

これは、非常にいい、地域別最低賃金の大幅な上昇はいいことではないのですが、こと特定最低賃金につきましては、少しここで特定の方を足踏みさせて、地域別最低賃金に飲み込まれるという状況を作り出すのがよろしいのではないかというのが、基本的な考

<p>部会長</p>	<p>え方であります。</p> <p>それから、現在の経済環境等につきましても、皆様方が認識されているとおりの、よろしくない状況であるということは間違いのないと思います。</p> <p>そういう観点からも、相当程度慎重な議論をさせていただきたい、このように考えております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、公益の先生方、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、どなたでも結構でございますけれども、この他にご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>では、意見も出尽くしたようです。</p> <p>今までのご意見を踏まえまして、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>では、そのようにさせていただくことといたします。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>委員の先生方、他に何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議におきまして、一部非公開とする発言や資料はなかつ</p>

部会長	<p>たと思われませんが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回専門部会を閉会といたします。 ご審議、誠にお疲れ様でございました。</p>
-----	---